

会 議 結 果

会議の 名称	令和6年度益田市防災会議
開催日時	令和6年11月19日（火） 10:00～11:00
開催場所	益田市立水防センター 2階会議室
出席者 及び 欠席者	○出席者 [益田市防災会議委員] 出席 40名 欠席9名 [事務局] 危機管理課（堀本課長、横田参事、江野本課長補佐、大賀主幹）
会議	議 事 (1) 協議事項 ①令和6年度益田市地域防災計画について ②令和6年度益田市水防計画について (2) 報告事項 ①令和6年度災害対応状況について ②令和6年度益田市防災訓練実施報告について ③自主防災組織に関する取組について ④災害協定について ⑤令和6年度防災講座等実施状況について
公開・ 非公開 の別	公開
傍聴人 の数	0名
問合せ先	総務部 危機管理課 電話：0856-31-0601

会議経過

1. 開会	
事務局	<p>本日は、ご多忙の中、益田市防災会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、益田市危機管理課長の堀本と申します。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>会議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願い致します。</p> <p>本日の資料は、会議次第、委員名簿、関係条例の他、資料1から資料7をお配りしております。なお、新旧対照表につきましては事前にお配りし、確認をしていただいておりますので、資料1-3として取り扱いをお願いします。</p> <p>それではここで、新たな委員の方もいらっしゃいますので、益田市防災会議についてご説明申し上げます。</p> <p>防災会議とは、災害対策基本法第16条に基づく法定の会議でございます。この会議の役</p>

	<p>割は、益田市地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて、益田市の防災に関する重要事項を審議頂くものでございます。そして、この会議に関する組織と所掌事務は、条例で定めることと規定されております。</p> <p>また、水防法第33条第2項の規定に基づく益田市水防計画につきましても、あわせて審議頂くこととなっております。</p> <p>委員の構成としましては、益田市防災会議条例第3条に規定する機関の皆様となっております。お配りしている委員名簿のとおりでございます。委員の皆様（と本日ご出席の皆様）のお名前につきましては、恐れ入りますが名簿配布にてご紹介に代えさせていただきます。</p> <p>この防災委員の任期につきましては、条例により2年となっております。現在の任期は令和6年4月からのものでございます。</p> <p>なお、任期途中で人事異動等があった場合は、前任者の残任期間とさせていただきますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、開催にあたり、益田市防災会議会長、益田市長、山本浩章がごあいさつ申し上げます。</p>
<p>2. 会長（益田市長）あいさつ</p>	
<p>会 長</p>	<p>本日は益田市防災会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また日頃から防災の活動といたしまして、皆様からご理解ご協力をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。</p> <p>さて災害につきましては、今年1月1日に、能登半島地震が起こったところでございます。今なお、被災地においては、避難生活を取られている方もおられます。益田市におきましても、11月1日からの大雨により、高齢者等避難を発令したところでございます。この際には避難所を6か所開設いたしましたが、2名の方が避難されたところでございます。ただ、人的被害等はなく、大事には至ってないところでございます。こうした状況を受けまして、令和6年度におきましては、市政方針の基本方針の第1番目に、防災対策の強化を掲げております。そういったことから、市内におきましても、7月に益田市役所防災勉強会を開催し、また10月27日には、島根県総合防災訓練を島根県と共同で実施いたしました。この際にも地震を想定する災害防災訓練とし、多数の機関の皆様方にご参加をいただきました。改めて感謝申し上げますとともに、皆様方と連携協力し、自助、共助、公助、これらを連携させ、安全安心なまちづくりを進めていきたいと考えております。</p> <p>防災会議には、今年度から委員に島根県男女共同参画アクティブサポーターを加わっていただきました。より充実した体制の中で、防災会議を開催し、皆様方から様々ご意見をいただきながら、防災体制の強化に努めていきたいと考えてございます。</p> <p>本日の会議におかれまして、忌憚のないご意見をお願いして開会にあたってのあいさつとします。</p>
<p>3. 議事 (1) 協議事項 … 危機管理課説明</p>	
<p>(市長) 協議事項1、令和6年度益田市地域防災計画について事務局より説明をお願いします。</p> <p>①令和6年度益田市地域防災計画について…資料1より説明</p> <p>この地域防災計画は、災害対策基本法に基づきまして、都道府県や市町村が作成するものとなっておりますが、市町村が作成する計画につきましては、国や県の計画との整合性が求められております。よって、国の防災基本計画及び島根県地域防災計画の修正に合わせ、県及び各関係機関からの助言のもと修正を行っております。</p> <p>防災計画附属資料のデータ、数値等については時点修正をおこなっております。</p> <p>資料1-2により説明</p> <p>令和6年6月に、国の防災基本計画の修正が行われました。主な修正項目につきましては、最近の施策の進展を踏まえた修正等となっております。主な修正箇所につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。</p>	

(市長) 令和6年度益田市地域防災計画についてご意見、ご質問はありますでしょうか。

【質疑】

・NPO法人防災支援センター 桂木 氏

新旧対照表22ページの津波注意報が発表され、かつ震度4以上の地震が発表されたとあるが、これは、両方が発表された場合のみ、動員するということか。

→ (事務局)

益田市では津波注意報が発令された場合、第1災害体制に入る形になっております。動員をかけた体制を取っていましたが今回の発令に伴い、変更させていただければと思います。

→ (桂木氏)

津波は、震度がなくても、発生する懸念がある。震度がなければ、動員をしないというのは、おかしいかなという気がします。

→ (事務局)

危機管理課では、1月1日、津波注意報が発表された際、第1災害体制に入っておりました。しかしながら、全体的な情報等を総合的に判断し、第1災害体制の見直しを図らせていただいたところであります。震度4以下の場合でも、災害対策本部から第1災害体制として対応させていただくこともあり、1月1日の地震から総合的に判断をさせていただき、修正をさせていただいたものと認識していただければと思っております。

→ (桂木氏)

地域防災計画の書き方が震度4以上の地震が発生しないと、動員しないというように読み取れるので、この書き方を柔軟にした方が良いのではないかと思います。震度4以外の場合でも、第1災害体制入りするときもあるというような内容の方が良いと思う。

→ (市長)

これにつきましては、津波警報や大津波警報が発表された場合には、第2災害体制以上の災害体制を取りますので、その地震の揺れだけでも災害体制の階級を決めるものではありませんので、仮に小さい地震であっても、津波の大規模な津波が想定される際には、第1災害体制以上の災害体制をとることになり、その点をご理解いただければと思います。また震度4未満で、注意報で止まった場合待った場合でも、警戒体制をとりますので、これはすぐさま第1以上の災害体制に移行できる状態ということでありますので、この文言では、体制を決めておりますが、その場その場で市においては対応しているという考えでございますので、ご理解いただければと思います。

→ (桂木氏)

この震度4という言葉を入れなくても、もっと良い書き方があるのではないかと思います。

→ (市長)

具体的にどういう表現がふさわしいということでしょうか。

→ (桂木氏)

従来通りで、特に問題ないと思う。

→ (市長)

必要性に応じて、この規定にかかわらず、災害体制にしないということも、想定しており、震度4以上と書いてあるから、震度4以下の場合には、招集しないという考えはありません。今回の事例を踏まえて、こういった改正をするということですので、ご理解いただければと思います。

(市長)その他にご意見は無いようですので令和6年度益田市地域防災計画は原案のとおり承認をいただいたものとします。

(市長)続きまして協議事項2、令和6年度益田市水防計画について事務局より説明をお願いします。

②令和6年度益田市水防計画について・・・資料2により説明

この計画は、水防法第33条に基づき定められたもので、島根県及び水防益田支部の計画変更に伴い修正を行っております。先ほどご説明させていただきました、益田市地域防災計画で風水害対策計画について定めていますが、このうち水防に関する具体的事項につきましては、益田市水防計画において定めております。

主な改正点は以下のとおりです。

- ・水防体制の見直し
- ・各種伝達系統図の連絡先修正

(市長)ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

無いようですので、令和6年度益田市水防計画は原案のとおり承認をいただいたものとします。

引き続きまして、報告事項として①から⑤まで続けて事務局から説明をお願いします。

3. 議事

(2) 報告事項 … 危機管理課説明

- | | |
|-----------------------|----------|
| ①令和6年度災害対応状況について | 資料3により説明 |
| ②令和6年度益田市防災訓練実施報告について | 資料4により説明 |
| ③自主防災組織に関する取組について | 資料5により説明 |
| ④災害協定について | 資料6により説明 |
| ⑤令和6年度防災講座等実施状況について | 資料7により説明 |

(市長)ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますか。無いようでしたら、以上で議事は終了となります。全体を通しましてご意見、ご質問、ご助言等がございますか。

【質疑】

・益田市連合自治会 会長 澤江 氏

消防署の移転に伴い、良かったこと、あるいは前の消防署の方が良かったということがありましたら、事例がありますでしょうか。

→ (益田市広域消防本部 警防課 課長 福原 氏)

益田道路から、かなり近くなり、各地域、救急搬送や火災の対応とかが、主要道路に、隣接している関係もありスムーズに対応ができています。また、移転したときに様々な意見がございましたが、反対するような意見につきましてはありませんでした。

・NPO法人防災支援センター 桂木 氏

今月2日の大雨の影響で運転を取りやめているJRについて、復旧の見通しはいつごろでしょうか。状況によっては、地域防災計画の修正の必要もあると思う。

→ (市長)

現在、レールの曲がった状態で運行できていない状況で、応急復旧を始められる時点については、まだ未確定であり、従って、完全な復旧については、まだ見通しが立たない状況だということです。ご案内の通り、現在はバスで代替輸送していただいております。しばらくはその状態を続けるものと

見込んでおります。また、現在特急スーパーおき、スーパーまつかぜについても減便しております。この影響は、医療の面や、通勤、通学等に影響が出ておりますので、少なくとも特急の減便については早急に対応して欲しいとお願いしたところです。

完全な復旧の見通しがまだ立っておりませんので、現在のところは、現在の計画を実施することとし、もし仮に数年単位でかかることが見込まれれば、それを前提とした変更を考えさせていただきます。

【質疑】

・西益田地区連合自治会 会長 田原 氏

高津川の掘削により、集中的な大雨による雨量が多いときの水位はかなり改善されてきております。現在、高角橋と飯田橋の右岸側の掘削をしておりますが、今後の掘削計画がわかれば、お聞かせいただければと思います。

→（国土交通省浜田河川国道事務所 専門官 栗重 氏）

改修で改修事業担当のものではないので、この場では、お答えできませんが、順次、掘削を進めている状況です。

→（田原氏）

また、益田市を通じて、わかる範囲の掘削計画を聞かせていただければと思います。

（事務局）そのほか、特にないようでしたら、これで終了とさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、令和6年度益田市防災会議を閉会いたします。

委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。お気をつけてお帰り下さい。

4. 閉 会